

四日市市中小企業等持続化給付金について

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者のうち、国が実施する持続化給付金の対象とならない事業者に、市独自の給付金を支給します。

給付対象者

- (1) 法人の場合は、令和2年4月1日において本市に本社又は本店を有し、下記のいずれかを満たす事業者
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満
 - ②上記の定めがない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下
- (2) 個人事業者の場合は、本市内で事業を行う個人であって、令和2年4月1日において本市の住民基本台帳に記録されている事業者

要件

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で20%以上50%未満減少していること
- (2) 2020年3月以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 申請の日において国の給付する持続化給付金の給付の対象とならないこと
※創業間もない方や、売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※国の持続化給付金と重複して申請することはできません。
※詳細は、HPや申請要領等をご確認ください。

[【https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1593484842407/index.html】](https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1593484842407/index.html)

給付額

法人は最大 40万円、個人事業者は最大 20万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

売上減少分の計算方法

前年の総売上一（前年同月比▲20%以上50%未満となる月の売上×12か月）

※申請は1事業者につき、1回とします。

申請期間

2月26日（金）

令和2年7月3日（金）～令和3年1月29日（金）必着

お問い合わせ

四日市市役所 新型コロナウイルス感染症対策室 持続化給付金担当

四日市市諏訪町1番5号

電話番号：059-325-6455 FAX：059-327-5905